

## 第109回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和4年8月10日（水）13:30～15:50
- ・ 場 所 横須賀市本庁舎3号館231会議室（3階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 篠原委員
- ・ 事務局 総務部総務課 笠原課長、中島係長 日根、木村
- ・ 傍聴者 なし

### 1 開 会

### 2 議 題

#### （1）前回議事録について

前回議事録案については、委員から修正案に対する意見等はなかったため、議事録は確定した。

#### （2）大学との共同研究による健康データの解析事務に係る保有個人情報の目的外利用、外部提供、本人通知の省略及びオンライン結合による提供について（諮問）

横須賀市の各課が個別に保有していた健康データ等を連結し、学術機関に解析を委託することで市民全体の健康状態や課題の把握、保険事業の効果の解析・検証を行えるようになり、科学的根拠（EBPM）に基づく保健事業を推進し、市民サービスの向上につなげる。また、学術機関と共同研究を行うことにより、今後の増進健康増進政策に活かせる先進的な知見を得ることができる。

対象者は2017年度以降、諮問書1ページ1（3）②に記載のデータがある横須賀市民である。

利用対象とするデータは株式会社東日本電信電話（以下、NTT東日本という。）に委託し、個人を特定できない匿名化した情報に加工したうえで、学術機関（九州大学及び神奈川県立保健福祉大学）に提供する。

データについては、氏名を暗号化し、住所や生年月日における個人が識別できる記載を削除する予定であるが、健康に関する個人情報を利用する必要があるため、横須賀市個人情報保護条例第9条第1項第5号、第2項ただし書、第12条第2項の規定に基づき、

大学との共同研究による健康データの解析事務による、事務に係る保有個人情報の目的外利用、外部提供、本人通知の省略及びオンライン結合による提供に当たると考えられるため、本審議会にご意見を求めるものである。

(委員) 九州大学、神奈川県立保健福祉大学のどの所管にデータを提供先する予定か。

(実施機関) 九州大学は大学院及び医学研究院、神奈川県立保健福祉大学はヘルスイノベーション研究科に提供する。

(委員) これまでの実績があるので、NTT東日本が匿名化作業するということが、横須賀市が匿名化することはできないのか。NTT東日本に依頼する理由があるのか。

(実施機関) 膨大かつ様々なパターンで個人情報があるため、職員が一律にすべてのデータにおいて、個人情報が入っている箇所を特定することが難しい。NTT東日本が個人情報を削除または匿名化するシステムを独自に持っているので、今回活用するものである。

(委員) 単独ではなく複数の大学に委託することは情報漏えいのリスクが高いと考える。神奈川県立保健福祉大学は市内の大学で、協定を結んでいるので委託するは理由わかる。多くの大学がある中でなぜ九州大学なのか。九州大学に実績があるとのことだが、実際に出張等で現地に赴いたか。

(実施機関) なぜ九州大学かということに関しては、他の自治体と長きにわたり連携して研究を実施している件数が他の大学よりも多く、それにより安全に個人情報を扱ってきている事実があるということがまず大きな理由の一つである。大学の選定にあたり、九州大学を訪問してはいないが、九州大学と実際に連携して当該事業を実施している神戸市に足を運び、九州大学との連携の内容や事業の不安点を行政の立場から十分に確認のうえ、安心して事業が実施できると確信した。

(委員) ということは、神戸市の事業実施方法を学んできた、それを横須賀市に活かせるということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) なぜ2つの大学に解析を依頼するのか。

(実施機関) それぞれ得意分野が異なる。九州大学は医療の分野に強みを持っている。一

方、神奈川県立保健福祉大学に解析を依頼するのは栄養や介護の分野である。それぞれ別の分野から知見をいただくため、2つの大学を選定した。

(委員) 匿名化されており個人情報保護の懸念はないことを前提に、2つの大学に全く同じ量の情報が行くのか。2つの大学間での情報のやりとりはないのか。

(実施機関) 2つの大学が事業の対象になっている点について、九州大学は20以上の自治体における行政データの解析で実績を上げている。そのため、九州大学にはこれまでの知見を活かし横須賀市の全体像の把握と課題の抽出をしてもらう。神奈川県立保健福祉大学は栄養面から市民生活にどのようなアプローチができるか解析を依頼する。2つの大学に同量の情報が渡るかという点については、九州大学は全体把握をして解析をし、例えばこういう疾病のリスクが市民に見えてきた、となったとき、そのデータだけを神奈川県立保健福祉大学と連携するというような流れとなると想定している。同量の情報で2つの大学に解析を依頼する、というより一連一体として進めていくという考え方となる。

(委員) この流れからいうと、九州大学で解析したデータを県立保健福祉大学に提供して共有することとなるのか。

(実施機関) 今回の事業では横須賀市が情報を持つということに意味があると考えている。それは、すべての情報のやり取りの中核を横須賀市が担うということである。

(委員) これまでの九州大学の実績の中で、情報の取り扱いの中核を担った実績はあるのか。

(実施機関) 九州大学と神奈川県立保健福祉大学は共同研究の実績がある。その際には九州大学が情報の取り扱いの中核を担い、各大学にデータを渡していた。しかし、大学が情報の取り扱いの中核を担うことで、市にはその過程が見えず、データが恣意的に解析されたか否かを判断することができない。そのため、今回は情報の中核を学術研究機関が担うのではなく、自治体側でできないか考えた。データの管理主体は横須賀市が担い、九州大学が解析した結果についても、市が解析でき、さらに神奈川県立保健福祉大学にこのようなデータが渡るということを市が確認できる。このような流れから、ネットワークとデータセンターを使用するため、当審議会に諮問している。

(委員) 横須賀市と九州大学及び県立保健福祉大学との契約どのような関係か。

(実施機関) それぞれの大学と研究の協定を結び、委託契約をする。またその研究に関し

ては、大学の倫理委員会を通った研究を選定し、そこに対しデータを提供する。

(委員) 横須賀市が依頼をするのではなく、大学の研究にデータを提供するという  
とか。

(実施機関) あくまでも横須賀市がこのような分析をしてほしいと依頼して、大学がそれ  
に基づく研究をする形となる。

(委員) 受託研究ということか。

(実施機関) そのとおりである。横須賀市が九州大学に依頼するが、研究には倫理規定が  
関わってくるため、大学の倫理委員会を通して研究がスタートすることとなる。

(委員) 大きな枠組みとして横須賀市と九州大学の間で包括協定などを結び、また、  
すでに、神奈川県立保健福祉大学とは協定が結ばれていると。九州大学と神奈  
川県立保健福祉大学の間でも、何らかの包括協定を結ぶ可能性はあるのか。

(実施機関) 横須賀市と神奈川県立保健福祉大学とはもうすでに協定を結んでいる。協定  
の枠内で当該事業を実施する場合、研究倫理も当然ながら規定されるはずであ  
り、それに則ることとなる。今回、新たに九州大学と委託契約を締結するため、  
三者契約にするか、今回の研究に限り、九州大学と神奈川県立保健福祉大学が  
協定を結ぶ形とするかは考え方によるところである。あくまで情報の取り扱い  
の中核は本市なので、それぞれ契約に基づき相互連携をするとし、大学同士の  
研究の契約を結ばないということもできる。

(委員) 総論として市民全体の健康状態や課題の把握、保健事業効果の解析検証が行  
えるとある。また科学的根拠に基づく保健事業の推進の具体的な活用事例とし  
て、健康管理支援が必要なハイリスクの市民を判定し、効果的にアプローチす  
ることなどが可能になることが見込まれるとある。これは、提供される12項目  
の個人情報、一旦コード化して非識別化したものを戻すのだろうが、その戻  
し方は、そのマトリックスごとで戻すのか、それとも個人レベルにまで戻して、  
直接その人にアプローチすることとなるのか。

(実施機関) 職員が個人レベルにまで戻す。

(委員) 非識別化したものを職員が解除して戻すということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 一旦は加工するが市役所側で解除すると。となるとコード化、非識別のプロ  
セスはとても重要だといえる。その点につき、横須賀市がNTT東日本に加工

を委託することから、加工に直接的な責任を持ってないため、スタンドアローンのパソコンで情報を加工するという理解でよいか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 結局のところは横須賀市民の個人の健康データを市が積極的に解析し、それによってその個人が持つリスクなどを見つけ出して、直接その市民にアプローチをしていくという趣旨か。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 市が直接実施すればよいのではないかと思うが、そこでデータベースを作成するということが社会的な利益に貢献するということは理解する。その中で、現行の文書管理規定で何年保存でどのようなデータとして廃棄することになるのか。

(実施機関) 第3種、5年での廃棄を想定している。

(委員) その規定の下で、識別化されたものも、非識別化されたものも、加工されたのち還元されて個人情報に完全にわかるものも、すべて同様の廃棄となるのか。

(実施機関) 個人情報の含まれるものについては、そのように取り扱う。

(委員) 個人情報が非識別化されたものは、横須賀市が情報の取り扱いの中核を担うとのことであるが、それぞれのデータは非識別化されているため、各大学への提供で完結するという認識か。

(実施機関) 倫理委員会を通り研究をするものについては、研究の期間が設けられている。その研究期間終了後には、そのデータは廃棄のうえ、廃棄証明書を横須賀市に提出してもらうことを想定している。

(委員) この事業は横須賀市が厚労省等の補助金で実施するのか。それとも横須賀市の独自予算で長期的視点で実施するのか。データの保存、管理、廃棄については、大学側に解析を依頼し、契約を結んでる契約期間とのずれはないのか。

(実施機関) 市の独自予算での実施となる。また、今回諮問している内容に関しては、今年度中に解析の結果を大学から受け取り、市民への還元は令和5度からというスケジュールになっている。

(委員) 資料には2017年以降の健康データとあるが、かなり膨大な量ではないか。診療録は日々増えていくものだ。また、オンライン結合と聞き、どこからどこまでのデータがどの頻度で出ていくのかわからないのは不安を感じる。個人情報

を個人が特定できないように加工し、他の情報と結合させる、となると新たなデータが出来上がる。また大学に解析を依頼し、その結果何らかのデータが戻ってくる事となるだろうが、そのデータもまた新たなデータである。

(委員) データの遡及は5年となるのか。

(実施機関) 利用するデータは5年分を想定している。1年分のデータでは細かいところまでの把握が難しいため、一旦過去5年分を解析したい。

(委員) 今回の諮問にあたり、継続的にデータを利用して事業を実施することを想定していないのだから、いつからいつまでのデータを利用するかを明らかにしないとイケないのではないか。

(実施機関) 行政の事業が年度単位であるため、データの遡及も過去5年度分とするか、最も直近である令和4年7月のデータまで必要であると判断した場合は年度にこだわらずに遡及するかはこれから整理する。

(委員) その部分についてはまだ動く可能性があるということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 過去5年の健康データのうち、約3年分は新型コロナウイルスの影響を受けたデータとなっているので、市民にフィードバックするにはもう少し先のデータを含めたものであるとよいと考える。

(委員) 情報の活用や管理はどの部署がおこなうのか。

(実施機関) 経営企画部都市戦略課とデジタル・ガバメント推進室である。

(委員) 利用するデータは、現時点でいつからいつまでのものを想定しているか。

(実施機関) 2017年4月1日から2022年7月末日までのデータである。

(委員) 利用する健康データはどれくらいの数になるのか。また、一覧に生活保護のデータが入っているのはなぜか。

(実施機関) 2021年度の1年分で、国民健康保険の診療報酬明細書(以下、レセプトという。)が約160万件、後期高齢者医療のレセプトが約220万件、介護保険のレセプトが約210万件ある。また、生活保護者のレセプトは国民健康保険等に含まれていないため、別途データを利用するものである。

(委員) 生活保護世帯はどれくらいか。

(実施機関) 約4,000世帯である。

(委員) オンライン結合というのは、非識別化した情報について横須賀市を中核とし

て2つの大学に提供するという事か。また、事業はいつまで実施する予定か。文書の廃棄が予定されている5年後までなのか。その間、研究をおこなう2つの大学が横須賀市が保有する情報にアクセスできるのか。

(実施機関) 2つの大学に対して横須賀市が情報を提供する際にオンライン結合が生じる。また、この事業は実証事業であるため、今年度末までの終了を予定している。実証の結果、この事業が有効であるとなれば、大学と協議のうえ改めて継続を検討することとなる。大学側も研究倫理審査を経て、いつまでを研究期間とするかあらかじめ決めているため、研究終了後は利用した情報について削除することとなる。

(委員) 大学の倫理審査委員会の話が出たが、倫理審査委員会の方はおそらく、横須賀市の個人情報保護運営審議会での審議を経て出されたデータだという認識ではないか。そのため、倫理審査委員会側は情報の取扱いに何ら問題ないと判断する。2つの大学とも横須賀市のデータを使って研究発表や論文発表をすることがメリットだ。そう考えると、横須賀市の膨大なデータを2つの大学だけにオンラインで提供すべきものか疑問である。データを使いたいという大学はほかにもあるだろう。

(実施機関) 今回の諮問には想定していないが、今後事業を進めていく中でそのような声が多く出てきた場合にはきちんとした手続きを踏まえたうえで提供する可能性はあるだろう。

(委員) この事業は横須賀市が新たな結合情報を作成し、大学の研究のために提供するものなのか。この研究の主導権がどちらにあるのか不明だ。研究の成果は市に来るのか。大学が他の自治体からもデータを提供してもらい総合的に研究することは許容されるのか。ただデータを提供することとは違うのか。

(実施機関) 今回の事業の目的は、横須賀市が担当課で分断して持っているデータを結合して解析する、そこに学術的な視点を入れることである。医療、介護の情報はそのままただの医療明細だが、医療明細で高血圧の持病がある人がどのように要介護状態になるかなどを研究、解析してもらおう。あくまでも横須賀市のために依頼するものである。そして、今回の結果については大学から確実に結果のフィードバックを受ける。

(委員) 情報を匿名化するが、また個人に戻すという説明があった。それは、匿名加

工情報ということではなく、情報をマスキングした上で解析してもらって、それをまた自分たちのところに戻すということではないのか。

(実施機関) 事業全体の目的として、研究機関に情報を解析をってもらうことと、横須賀市民の情報に横ぐしをさした状態で、横須賀市でも参照にできるようにする、その二つがある。横須賀市が参照する際に、匿名化されていると個人を特定してアプローチすることができないため、匿名化を解除できる仕組みにする。そのため、今回の諮問はそれぞれの目的と違う分野で情報を利用すること、横ぐしをさした状態で横須賀市が保有すること、それを外部の機関に提供し解析してもらうということで諮問している。

(委員) 庁内の各課が保有する情報をあえて意味のあるものに加工して保有したいということか。

(実施機関) 現状だと、例えば国民健康保険の加入者の介護保険情報が欲しいとなると、介護保険課に行き、個々に調べてもらうことしかできない。情報はすべてシステム化されているので、それであればすべてのデータをつなげて、医療情報も介護情報もひとつなぎで見れるようなデータを横須賀市として持ちたいということもこの目的には含まれている。

(委員) 実証ということなのだろうが、それであれば過去の情報に限定しないでもよいのではないか。

(実施機関) まずは実証として今年度ひと区切り実施してみて、それを継続することが市民にとっても、横須賀市にとっても良いことだとなれば、その仕組みは継続して保有し、引き続き市民のため、行政のために役に立ていこうという考えはこの先には持っている。

(委員) 一番の理想はそれを外部委託に出さずに横須賀市で継続して実施できることだろう。

(委員) 今の段階では、外部委託しないとできないのか。

(委員) できないだろう。どのデータが必要でどのようにつなげればよいかということがわかる人は少ない。

(実施機関) 今回の事業とは関係ないが、他の分野だとB I (Business Intelligence) ツールという色々なデータを解析しパソコン画面上で結果がグラフ表示されるような機能がある。そういったツールが用意できれば、外部委託に出さなくと

も職員の操作でこのような情報が見たい、ということ調べたりできるようになると思う。行政として、そのようなツールの導入も考えていきたいが、今回の事業はその基礎になるものである。

(委員長) 将来的な情報流通としてそのような取り組みは重要となるだろう。これまでの審議において委員から出された意見を委託の契約書もしくは覚書のようなものに記載をしてもらい、横須賀市がこの事業の主導権をとるということを明らかにしていただきたい。

他に意見がなければ、以上をもって、本件については了承するということがよろしいか。

(各委員) (了承)

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(諮問)

令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法の改正により、「個人情報の保護に関する法律(以下、改正法)」等が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされたため、本市の「横須賀市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要が生じた。これにあたり、当審議会に諮問するため、改正内容等について説明をおこなってきた。前回審議会において、諮問事項に対する各委員のご意見を文書で事前提出していただくよう依頼し、本日はそのご意見に対する事務局の回答について、各委員から改めてご質問、ご意見等を頂戴することとした。

(委員) 行政機関等匿名加工情報の提案募集について、条例で手数料を定めるということは理解したが、それであれば提案募集にかかる運営・管理体制等の整備内容を示してもらわないと判断できない部分があるのではないか。

(事務局) 行政機関等匿名加工情報の提案募集については以前ご説明したとおり、政令指定都市までは来年度からの実施が義務付けられている。それ以外の自治体については、具体的な開始時期は示されていない状況である。当審議会でのご意見を受け、来年度から実施を義務付けられている政令指定都市に運営・管理体制

制等についての決定状況の聞き取りを行ったが、本市とほとんど変わらない、という状況であった。運営体制や管理体制についてが示されないとなかなか判断が難しいということは、これまでご意見としていただいているが、本市としては実際に実施が義務付けられた自治体の実例を見ながら進めたいと考え、形式的ではあるが、提案募集の実施については規則・要綱等に定める、とすることが現時点でのできることであると考えている。

(委員) 先ほどの議題(2)の案件については、行政機関等匿名加工情報の利用なのか。

(事務局) 先ほどの議題(2)は市からの依頼に基づき、学術機関に分析をしてもらうため、市が情報を提供するものである。一方、行政機関等匿名加工情報の提案募集は、市は持っている情報の一覧を年に1回公表し、それに対して事業者から事業の提案を受け、市が審査したうえで、情報の加工をして提供する。その情報の加工にかかる費用を今回の条例で手数料として定める。手数料が条例に定められていないと、提案募集を開始することができないため、いったん国の標準額で定めるが、実際の運用において、金額に多少が生じるのであれば、見直すことを検討したい。

(委員) 条例制定の際は、将来的な実施に向けての手数料の規定であって、市が積極的に提案募集を実施するものではないということをお知らせしておくべきではないか。そのため、現時点では基本的な手続き方法、管理・運営体制は決まっていないが、実施をする際にはきちんと示すということも併せて明らかにすべきである。

(事務局) その点についてはご意見のとおり、市民に誤解を与えないよう解説として示したいと考える。提案募集に関する基本的な手続きの流れや自治体を実施すべき事項については法109条から123条に示されているので、そのような説明も記載したい。

(委員) 条例として定めなければならないことは当然にあるが、具体的な施行規則についても令和5年4月1日の施行条例の施行までに整えるということについても説明があれば今回の改正がどのようなものなのか、どう改正されるかがわかりやすいのではないかと。

(事務局) 今回の条例廃止制定については、国の法改正を受けての対応であるので、そ

の経過もホームページ等を活用して、今回の条例が法に基づいていること、定めた条例の条文が法のどの条文に当たるのか等、きちんと説明したい。

(委員) 実態として、開示や保護、デジタル化がパッチワークのようになっているが、個人情報取り扱いの基本的な考え方がかなり変わるので、全体を考えて市のどの部局が担当するのも検討が必要である。

(事務局) 随時検討していく。

(委員) 諮問説明書1の「条例の趣旨と用語の定義について」に消防局長が新たに市の機関として取り扱われるとなる。どういうことか。

(事務局) こちらは、委員への説明として記載があるのみで、直接条文上に規定される事項ではない。本市では、これまで消防局は市長部局の一つとして取り扱い、開示請求は横須賀市長宛てで提出を受けていたが、法のガイドラインに「指揮権を持っている組織の長は一つの行政機関として扱う」という解説があるため、来年度からは消防長宛てに提出を受ける。ちなみに、本市は消防長兼消防局長という取り扱いをしている。

(委員) 救急搬送や災害、火事等の開示請求について、消防局長あてに請求するということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 以前、諮問事項としてあったドローンの映像も消防局長あてになるのか。

(事務局) 市長部局に危機管理課もあり、開示請求の対象データが消防局が保有しているか市長部局が保有しているかによって異なり、データを保有している機関あてに請求をいただくこととなる。

(委員) データの管理主体と、開示の実施主体は同じになるということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 総務部総務課が開示請求を受けるのか。

(事務局) 開示請求の窓口は総務部総務課である。現在も教育長、上下水道局長あての請求を受け付けており、請求対象機関が一つ増えることとなるが、事務手続的には変わらない。

(委員) 諮問説明書2「個人情報取扱事務の登録について」であるが、ファイルを備えるのは個人情報の本人数が1,000人以上とある。現行もそのような取り扱いか。

- (事務局) 現行はすべての事務について登録している。どのような事務でどのような個人情報を取り扱っているかを個人情報事務登録票として作成している。この登録票に法定の1,000人以上の本人数があるファイルが加わるというイメージである。
- (委員) 諮問説明書3「開示請求等に係る決定の期限について」は事務局から何かあるか。
- (事務局) 諮問では現行どおりの15日とした。現行条例では請求のあった日から起算して15日以内に開示決定をしている。法では民法原則に則り初日不算入となるため、実質このままの条文では現行よりも開示決定期限が1日延長することになるので、開示請求者に不利益が生じることとなる。現行と変更ない運用とすると、決定期限は14日となる。14日とした場合は、延長が30日であるので合わせて44日となる。このことについて事務局から各委員にご意見を伺いたい。
- (委員) 説明の趣旨は分かるが、何もそこまでするのかという感じもある。延長を含めた期間が45日ではいけないのか。
- (事務局) 国は延長期間を最長30日までしか認めていない。法定の決定期限は30日で延長期間が30日、合わせて60日となっている。条例において認められているのは決定期限、延長期間ともに短縮することのみである。
- (委員) 今回の条例は各自治体が同様の対応をしているため、開示決定の期限を14日にするという事は、現行条例をしっかりと踏まえて、横須賀市の特徴を示すことになるのではないか。
- (委員) 初日を含む15日が決定期限であることは現行条例に規定されているのか。
- (事務局) 第15条の8に「開示請求があった日から起算して15日以内に」と規定している。国は、決定期限を条例で短縮することはできるが、起算日は揃えることとしている。現行では各自治体の条例で決定期限を定めており、元から初日不算入と規定している自治体もあれば、本市のように初日を起算日としている自治体もあり、今回の法改正に伴う制定・改正等で自治体に差が生じる規定となるはずである。
- (委員) 金曜日の夕方に開示請求を受け付けた場合はどのような取り扱いになるのか。また、連休中に開示決定期限が来た場合はどうなるか。
- (事務局) 土日も請求期間に含み、2週間後の金曜日が開示決定期限となる。連休中に

開示決定期限が来た場合は・・・。

(委員) 開示決定期限は14日でよいのではないか。

(各委員) (了承)

(委員長) では、答申にその旨記載することとする。

(委員) 諮問説明書4「開示請求に係る手数料について」であるが、手数料と実費はなぜ統一されていないのか。開示手数料は無料だが、実費を負担する。どちらかにまとめたほうが良いのではないか。

(事務局) 自治体によっては実費を手数料として徴収している。本市では情報公開で手数料を300円徴収し、情報公開実施にかかる実費から手数料300円を差し引いて実費として徴収している。この場合、最初の手数料も実費も手数料として扱わなければ差し引くことができない。

(委員) ということは実際に負担するのは実費だけということか。

(事務局) 場合によるが、ほとんどそのようになる。個人情報の開示請求はもともと手数料がなく、実費のみの負担となっているので、情報公開とは差異がある。

(委員) 諮問説明書6の「行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について」は先ほどの議題(2)の案件をビジネスモデルとして横須賀市が開発したら面白いのではないか。

(事務局) 行政機関等匿名加工情報はあくまでも1年に1回市が保有している1,000人以上の個人情報ファイルをリスト化したものを見て、事業者が提案してくるものなので、議題(2)とは手法が異なる。

(委員) 議題(2)で作成した情報は売り出せるのか。その場合の手数料はどうなるのか。

(事務局) 先ほどの諮問で取り扱われていた情報は、法においては匿名加工情報ではなく、仮名加工情報という別の種類の情報になる。違いは最後に個人情報を戻すことができるか否かであるが、匿名加工情報は、個人情報を戻すことができない形にまで加工する情報となる。仮名加工情報は、個人情報を戻すことができるため、目的外利用の判断も含めて利用にあたり判断が必要になる。このような情報を、事業者側から提案により市が提供するという想定はされていない。また、売り出すことも禁じられる情報となる。

(委員) 先ほどの議題(2)の情報を他の大学もお金を払うので使いたいと申し出が

あって、同様の委託契約をすればよい、という話ではないということか。

(事務局) 先ほどの議題(2)と行政機関匿名加工情報の提案募集は全く異なるものである。提案募集については諮問説明書2で説明したとおり、1,000人を超える本人数のあるファイルの一覧を公開し、事業者側がその一覧を見て、この情報であればこのような新しい事業が起こせるのではないかという提案を市にするもので、市からお願いするものではない。あくまでも市は事業者から提案を受ける、受け身の制度である。また、提案してきた事業者と契約を結べるかどうかを市が審査することが法に規定されている。その項目として、新産業の創出に資するか否かという基準がある。事業者側が自由な発想で市に提案してくるものを想定している制度である。

(委員) 例えば、横須賀市に事業進出するが立ち上げまでの日が浅く、マーケット調査ができていないという場合にその情報を使えるということか。

(事務局) 市が募集期間を設けている際に事業者から応募があれば、欠格事項がないかなど審査はするが、契約を結ぶべきとなった場合は、市で情報を加工して提供することとなる。

(委員) 全く新たな事業ではなく、横須賀市に進出するというだけでよいのか。

(事務局) 審査項目として新産業の創出とあるが、国から解説の詳細が出てきていない。実際に審査を行うのに、詳細がわからなければ審査できないため、その点については研究したい。

(委員) 新産業に資するかどうかの審査を市が行うのか。

(事務局) そのとおりである。各自治体が行うこととなる。

(委員) 新産業創出と法に明文化されているのか。

(事務局) 条文には「事業が新たな産業の創出、またあ活力ある経済社会、もしくは豊かな国民生活の実現にしするもの」であるかを審査することとある。

(委員) 現在の手数料は、すぐ変えることを前提にしているのではないか。

(事務局) 確かに、国の標準額以外のものを導き出すことができないので、今回は国の標準額を準用している。来年度以降の各自治体の動向などを見ながら、適切な金額でなければ見直すという必要はあると考えている。

(委員) このような場合に県が県内各市に同一料金を設定しようという働きかけがあってもよいように思う。

- (事務局) 国は3年に1度、法を見直すとしていので、運用していく中で、各自治体の意見を踏まえて、手数料やその他の規定についても見直すだろうと思う。
- (委員) 諮問説明書7の「個人情報保護運営審議会について」であるが、法の施行規則はもう定まっているのか。
- (事務局) 施行令と施行規則として政令、省令で出ている。
- (委員) 施行規則の所管はどこになるのか。
- (事務局) 個人情報保護委員会である。
- (委員) 公安委員会のような位置づけで委員長がいるのか。
- (事務局) 独立性はあるようだが、デジタル庁とは結びつきが強い。今回の法改正もデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正を受けてのものである。
- (委員) 施行条例において、市が内部的な規則を定めるだろうが、来年度には消防長規則ができるということか。
- (事務局) 今回法の定義で消防長は一つの実施機関である旨定められたが、行政機関に含まれるという意味では市長も行政機関等なので、特別消防庁のための条例と規則等を作る必要はないと認識している。
- (委員) 市町村において消防は非常に重要な役割を持っている。災害の生命線である。これが切り分けられたということは、規則を別で規定できるのであれば有効に活用してもよいのではないか。
- (委員) 情報の管理は消防で行うが、開示の実施を総務部が行うというのはおかしいのではないか。
- (事務局) 開示請求及び実施の事務的な窓口を庁内各課に設置するのではなく、総務課がとりまとめている。個人情報の取り扱いについての決定権はもちろん各実施機関、各部局等である。もちろん来年度も消防局の情報については消防局が管理し、開示の決定についても消防局が行う。総務課はあくまでも窓口となる。
- (委員) 消防署長も消防法や建築確認における消防許可などの許可権限者ではないか。そのような権限が市長部局から消防局に移ることになるのか。
- (事務局) 許認可については今回の法改正により変更となるのではなく、現行どおり各所管で行うこととなる。個人情報の開示請求を受ける際に、市長名で受けていたものが消防局長名で受けることになるということだけである。

- (委員) 実際そのとおりなのだろうが、これを契機に規則を作るなどして変えられるのではないか。
- (委員) 横須賀消防は三浦消防を引き受けており、特殊性がある。そして、地域の特性でもある。個人情報の開示だけでなく活用も含めて、消防局として考えて判断してもらおうということにもなる。検討してもらいたい。
- (事務局) 今回の法改正が一つのきっかけになると考える。
- (委員) 諮問説明書8「その他の規定について」、この事項に「この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市の機関が定めること」とあるが、この裁量は広いのか、狭いのか。
- (事務局) 単純にこの条例に関する必要な事項を法に反しない範囲で規定するものである。具体的には手続き上の規定や様式など市が規定しなければならない部分についてを規則に定めることとなる。
- (委員) 条例で定めてはいけない部分については、当然ながら規則でも定められないということか。
- (事務局) そのとおりである。ただ、様式等についてはもともと条例で定めるような事項ではなく、規則で定めることとなる。
- (委員長) 国は閣議決定という行政制度で非常に柔軟に、多岐にわたって行っている。自治体も同じようにしてもよいのではと思う。本日机上に、委員長提案として名称と前文の規定についてを提案したが、事務局からは良い回答を得られなかった。このようなやり取りが事務局とあったということを委員の皆様にも承知していただきたい。事務局から何かあるか。
- (事務局) 委員長から二つの大きな提案をいただいた。こちらとしてもいただいたご提案について検討を重ねたが、大変申し訳ないがご提案を受け入れることは難しいと回答させていただいた。名称についてはこれまでの審議会で諮問対象とするようなご説明をしてしまったが、諮問対象でなかった。ご案内に誤りがあり大変申し訳ない。また、前文の規定については市の法務担当にも相談したが、今回の条例制定の趣旨が第1条にあるとおり、法の施行に関して必要な事項を定めるものであることを鑑みると、市が国の法律に基づかず独自に規定する条例とは異なり、前文を規定することは難しい。条例名、条例前文をご提案のとおりにすることは難しいが、事務局として、これまでの経緯や今回の条例制定

にあたっての変更点などをホームページに記載することで市民に伝えていきたいと考えている。

(委員) 一委員としては委員長の思いもよくわかる。また、条例がなぜ自治体ごとに規定できるかということに立ち返ると何のための条例かとも思う。しかし、今回の法改正を受けて、他自治体がどのような名称とするかを見て今後変更の可能性を考えていくのもよいのではないか。また前文については、条例に規定することは難しくても、その趣旨をパブリック・コメントの冒頭部分に入れることで、市民にしっかりと見てもらえるのではないかと考える。今回の事務局の回答は委員長には申し訳ないが、仕方がないのではないか。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については了承するということでよろしいか。

(各委員) (了承)

### 3 その他

次回審議会は、令和4年10月11日（水）午前10時00分から開催する。

### 4 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は15時50分に会議の閉会を宣した。